「農地法の運用について」の制定について

制定　平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号
改正　平成26年３月31日25経営第3962号
平成26年４月１日25農振第2473号
平成26年５月30日26農振第701号
平成26年９月30日26経営第948号
平成28年３月30日27経営第3412号・27農振第2452号
平成28年５月25日28経営第509号
平成29年６月１日29経営第686号
平成30年３月１日29農振第1771号
平成30年３月12日29経営第3241号
平成30年３月30日29農振第2994号
平成30年４月１日29経営第3621号
平成30年11月20日30経営第1793号・30農振第2309号
平成31年３月29日30農振第4000号
令和元年11月１日元経営第1606-1号・元農振第2013号
令和２年４月１日元経営第3260号・元農振第3698号
令和３年６月14日３経営第822号・３農振第712号
令和４年３月31日３農振第2887号
令和４年６月28日４農振第949号
令和４年７月５日４経営第1016号
令和４年９月30日４農振第1731号・国都計第102号
令和５年３月31日４経営第3237号・４農振第3646号
令和６年３月28日５経営第3123号・５農振第3229号
令和７年３月31日６経営第3198号・６農振第2988号
令和８年３月31日７経営第3100号・７農振第3272号
令和８年６月５日８経営第624号
令和８年11月９日８経営第1763号

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県知事
全国農業会議所会長
全国農業協同組合中央会会長
全国農地保有合理化協会会長
殿

農林水産省経営局長
農林水産省農村振興局長

「農地法の運用について」の制定について

第171回国会において成立した農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)については、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）及び農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）と併せて、平成21年12月15日から施行されることとなった。

これらの法令の適切な運用を図るためには、地方公共団体が、法律又はこれに基づく政令に定められた法定受託事務を適切に実施するだけでなく、自治事務についても積極的な取組を行うことが期待されるところである。

このため、これらの法令の改正内容及び従来の通知の規定内容を踏まえ、各都道府県等の行う事務の適正かつ円滑な運用が図られるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づき、国の考え方、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、別添「農地法の運用について」を制定し、平成21年12月15日から施行することとしたので、御了知の上、貴傘下団体に周知徹底を図る等遺憾のないように措置されたい。

なお、法定受託事務については、別途処理基準として通知するので、念のため申し添える。

別添

農地法の運用について

第１　農地又は採草放牧地の権利移動

農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）第３条第４項の「市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるとき」とは、例えば、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第８条第１項の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画において定められている土地利用区分と異なる権利取得が行われるとき、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第６条第１項の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において定められている農用地利用改善事業等の実施が困難となる権利取得が行われるとき等地域における土地利用計画との整合性等を図る必要があるときをいう。

なお、法第 43 条第１項の規定する届出に係る同条第２項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）は、「農地」と同様に取り扱われることに留意すること。また、高度化施設用地への法の適用においては、「「農地法第 43 条及び第 44 条の運用について」の制定について（平成 30 年 11 月 20 日付け経営第 1796 号農林水産省経営局長通知）」に留意すること。

第２　農地又は採草放牧地の転用

１　法第４条第６項関係

農地を農地以外のものにする者が、法第４条第１項の都道府県知事又は指定市町村（同項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けようとする場合には、都道府県知事等は、次の(1)及び(2)の基準に基づき、当該許可の可否を判断することとされている。

なお、「農地を農地以外のものにする者」とは、およそ農地を農地以外のものにする事実行為をなす全ての者をいう。

また、法附則第２項第１号に規定する農林水産大臣に対する協議を要する場合（３に係る同項第２号の場合を含む。）における「同一の事業の目的に供するため４ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為」とは、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積が４ヘクタールを超える行為をいう。

(1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準（以下「立地基準」という。法第４条第６項第１号及び第２号）

申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判断することとされている。

具体的な農地の区分及び当該区分における許可の可否の基準は、以下のとおりである。

ア　農用地区域内にある農地（法第４条第６項第１号イ）

(ｱ) 要件

法第４条第６項第１号イに掲げる農地は、農振法第８条第１項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（以下「農用地区域」という。同条第２項第１号）内にある農地である。

(ｲ) 許可の基準

農用地区域内にある農地の転用は、原則として、許可をすることができない。これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。

ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

ａ　土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 26 条第１項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。以下同じ。）に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第４条第６項ただし書)。

ｂ　農振法第８条第４項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること（法第４条第６項ただし書)。

ｃ　次の全てに該当するものであること(農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号。以下「令」という。）第４条第１項第１号)。

(a) 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。

「一時的な利用」の期間は、当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間をいい、農振法第８条第１項又は第９条第１項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点からは、３年以内の期間であれば「一時的な利用」に該当すると判断される。

ただし､｢農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて（技術的助言）（令和４年３月 31 日付け３農振第 2869 号農村振興局長通知)」の規定により、農地をその区画や形質を変更することなく短期間で利用し、当該利用が終了した後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であることが明らかな場合は、この限りではない。

また､｢当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」とは、用地選定の任意性（他の土地での代替可能性）がないか、又はこれを要求することが不適当と認められる場合であって、具体的には､イの(ｲ)のａ又はｃからｈまでのいずれかに該当するものが対象となり得る。

特に、砂利の採取を目的とする一時転用については、次に掲げる事項の全てに該当する必要があると考えられる。

ｉ　砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋戻し及び廃土の処理を

行うことにより、転用期間内に確実に当該農地を復元することを担保するため、次のいずれかの措置が講じられていること。

(i) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定により都道府県知事の認可を受けた採取計画（以下「採取計画」という。）が当該砂利採取業者と砂利採取業者で構成する法人格を有する団体（その連合会を含む。）との連名で策定されており、かつ、当該砂利採取業者及び当該団体が採取跡地の埋戻し及び農地の復元について共同責任を負っていること。

(ii) 当該農地の所有者、砂利採取業者並びに採取跡地の埋戻し及び農地の復元の履行を保証する資力及び信用を有する者（以下「保証人」という。）の三者間の契約において、次に掲げる事項が定められていること。

① 当該砂利採取業者が採取計画に従って採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行わないときには、保証人がこれらの行為を当該砂利採取業者に代わって行うこと。

② 当該砂利採取業者が適当な第三者機関に採取跡地の埋戻し及び農地の復元を担保するのに必要な金額の金銭等を預託すること。

③ 保証人が当該砂利採取業者に代わって採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行ったときには、②の金銭等をその費用に充当することができること。

ii 砂利採取業者の農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地からみて適当であると認められるものであること。また、当該農地について土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第２条第２項に規定する土地改良事業の施行が計画されている場合においては、当該土地改良事業の計画と農地の復元に関する計画との調整が行われていること。

(b) 農振法第８条第１項又は第９条第１項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合」とは、例えば、転用行為の時期、位置等からみて農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の土地基盤整備事業の施行の妨げとなる場合のほか、農地転用許可をすることができない工場、住宅団地等の建設ための地質調査を目的として一時転用を行う場合等が想定される。

イ 良好な営農条件を備えている農地（第１種農地。法第４条第６項第１号ロ）

(ｱ) 要件

法第４条第６項第１号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある令第６条に規定する農地（以下「甲種農地」という。）以外のもの（以下「第１種農地」という。）は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

ただし、申請に係る農地が第１種農地の要件に該当する場合であっても、法第

４条第６項第１号ロ(1)に掲げる農地（以下「第３種農地」という。）の要件又は同号ロ(2)に掲げる農地（甲種農地、第１種農地又は第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地と併せ、以下「第２種農地」という。）の要件に該当するものは、第１種農地ではなく、第２種農地又は第３種農地として区分される（法第４条第６項第１号ロ括弧書）。

a　おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（令第５条第１号）

「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいう。

なお、農業用道路、農業用用排水施設、防風林等により分断されている場合や、農作物栽培高度化施設又は農業用施設（農作物栽培高度化施設を除く。以下同じ。）その他の施設が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地として取り扱うことが適当と考えられる。

また、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことが適当と考えられる。

b　土地改良法第２条第２項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の(a)及び(b)の要件を満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地（令第５条第２号）

「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a) 次のいずれかに該当する事業（主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。）であること（農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「則」という。）第 40 条第１号）。

ⅰ　農業用用排水施設の新設又は変更

ⅱ　区画整理

ⅲ　農地又は採草放牧地の造成（昭和 35 年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）

「昭和 35 年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事」には、旧制度開拓として実施された開拓事業が該当する。

ⅳ　埋立て又は干拓

ⅴ　客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業

(b) 次のいずれかに該当する事業であること（則第 40 条第２号）。

ⅰ　国又は地方公共団体が行う事業

ⅱ　国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他の助成を行う事業

ⅲ　農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）に基づき株式会社日本政

策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業

ⅳ　株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業（ⅲに掲げる事業を除く。）

c　傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地（令第５条第３号）

(ｲ) 許可の基準

第１種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

a　土地収用法第 26 条第１項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第４条第６項ただし書)。

b　申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること（令第４条第１項第２号柱書、同項第１号イ)。

なお、砂利の採取を目的とする一時転用については、アの(ｲ)のｃの(a)のｉ及びⅱに掲げる事項の全てに該当する必要があると考えられる。

c　申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるもの（(b)から(e)までに掲げる施設にあっては、第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。）の用に供するために行われるものであること（令第４条第１項第２号イ、則第 33 条)。

「第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第２種農地や第３種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

なお、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のための農業用施設（ため池、排水路、階段工、土留工、防風林、防護柵等の災害を防止するために必要な施設及びかんがい排水施設、農道等の土地の農業上の効用を高めるために必要な施設）の用に供する場合については、農地転用の許可を要しない。

また、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作又は養畜の事業のための農業用施設（農業生産活動に必要不可欠となる施設に限る。）の用に供する場合であって、当該農業用施設の規模が２アール未満であるときには、農地転用の許可を要しないこととしている。

この場合において、農業生産活動に必要不可欠となる施設とは、育苗施設や温室等の農作物の生育に必要な施設のほか、生産した農作物を出荷するまでに必要な乾燥施設や選果場等の集出荷・貯蔵・調製等のための施設、農業生産活

動で生じたもみ殻等の農業廃棄物や養畜の事業で生じた家畜ふん尿を処理するための施設（(a) ⅰ(ⅱ)から(ⅳ)までの農業用施設）が該当する。

他方で、カントリーエレベーターなどの穀類共同乾燥調製貯蔵施設や、農業廃棄物処理施設や家畜ふん尿処理施設であっても地域内の農業者で共同利用する施設は、農地転用の許可を要しないものに該当しない。

また、農業用施設等に附帯して設置される駐車場、トイレ、更衣室、事務所等についても、耕作又は養畜の事業のために必要不可欠なものであり、その規模が２アール未満であれば、農地転用の許可を要しないものに含まれる。

なお、農業者が開設し、来場者が農作物の収穫を行う農園（いわゆる観光農園）については、農業経営の一つの形態であり、当該農園を管理利用するために必要な施設についても農業用施設と解されることから、当該農園に附帯して設置される駐車場やトイレ等についても、その規模が２アール未満であれば、農地転用の許可を要しないものに含まれる。

他方で、共同利用する施設や農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に附帯して設置される駐車場やトイレ等については、本体施設と同様、農地転用許可を要しないものに含まれない。

(a) 農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設

ⅰ　農業用施設には、次の施設が該当する。

(ⅰ)農業用道路、農業用用排水路、防風林等農地等の保全又は利用の増進上必要な施設

(ⅱ)畜舎、温室、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(ⅲ)堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

(ⅳ)廃棄された農畜産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する農業廃棄物処理施設（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 21 条第１項の規定による埋却が必要となる場合に備えて管理行為のみが行われる土地を含む。）

ⅱ　農畜産物処理加工施設には、その地域で生産される農畜産物（主として、当該施設を設置する者が生産する農畜産物又は当該施設が設置される市町村及びその近隣の市町村の区域内において生産される農畜産物をいう。ⅲにおいて同じ。）を原料として処理又は加工を行う、精米所、果汁（びん詰、缶詰）製造工場、漬物製造施設、野菜加工施設、製茶施設、い草加工施設、食肉処理加工施設等が該当する。

ⅲ　農畜産物販売施設には、その地域で生産される農畜産物（当該農畜産物が処理又は加工されたものを含む。）の販売を行う施設で、農業者自ら設置する施設のほか、農業者の団体、ⅱの処理又は加工を行う者等が設置する地域特産物販売施設等が該当する。

ⅳ　耕作又は養畜の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ、更衣室、事

務所等については、農業用施設に該当する。

また、農業用施設、農畜産物処理加工施設又は農畜産物販売施設（以下ⅳ及びⅴにおいて「農業用施設等」という。）の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等については、当該施設等と一体的に設置される場合には、農業用施設等に該当する。

ⅴ　農業用施設等に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合、当該設備等が次に掲げる事項の全てに該当するときには、農業用施設に該当する。

（ⅰ）当該農業用施設等と一体的に設置されること。

（ⅱ）発電した電気は、当該農業用施設等に直接供給すること。

（ⅲ）発電能力が、当該農業用施設等の瞬間的な最大消費電力を超えないこと。ただし、当該農業用施設等の床面積を超えない規模であること。

(b) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設

「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設や農家レストランなど都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。

(c) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれる。

また、「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安として判断することとし、当該割合がおおむね３割以上であれば、これに該当すると判断するものとする。ただし、人口減少、高齢化の進行等により、雇用可能な農業従事者の数が十分でないことその他の特別の事情がある場合には、このような事情を踏まえて都道府県知事等が設定した基準（以下この（c）において「特別基準」という。）により判断して差し支えない。

この点、当該施設の用に供するために行われる農地転用に係る許可の申請を受けた際には、申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求めた上で、農業従事者の雇用の確実性の判断を行うことが適当と考えられる。

なお、雇用計画については、当該施設において新たに雇用されることとなる者の数、地元自治体における農業従事者の数及び農業従事の実態等を踏まえ、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合がおおむね３割以上となること（特別基準が設定されている場合にあっては、当該特別基準を満たすこと）が確実であると判断される内容のものであることが適当と考えられる。

また、雇用協定においては、当該施設において新たに雇用された農業従事者（当該施設において新たに雇用されたことを契機に農業に従事しなくなった者を含む。以下この(c)において同じ。）の雇用実績を毎年地元自治体に報

告し、当該施設において新たに雇用された者に占める農業従事者の割合がおおむね３割以上となっていない場合（特別基準が設定されている場合にあっては、当該特別基準を満たしていない場合）にこれを是正するために講ずべき措置を併せて定めることが適当と考えられる。この講ずべき措置の具体的な内容としては、例えば、被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集をすること、近隣自治体にまで範囲を広げて再度募集すること等が想定される。

(d) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない。

(e) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいう。ただし、農村地域においては、様々な集落の形態があるところ、必ずしも全ての家屋の敷地が連続していなくとも、一定の連続した家屋を中心として、一定の区域に家屋が集合している場合には、一つの集落として取り扱って差し支えない。

また、「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。この場合、申請地と集落の間に農地が介在する場合であっても、集落周辺の農地の利用状況等を踏まえ、周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項の全てに該当する場合には、集落に接続していると判断しても差し支えない。

ⅰ　申請に係る農地の位置からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがないと認められること。

ⅱ　集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められること。

d　申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして次に掲げる施設の用に供するために行われるものであること（令第４条第１項第２号ロ、則第 34 条）。

(a) 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるもの

(b) 火薬庫又は火薬類の製造施設

(c) その他(a)又は(b)に掲げる施設に類する施設

具体的には、悪臭、騒音、廃煙等のため市街地の居住性を悪化させるおそれのある施設をいい、ごみ焼却場、下水又は糞尿等処理場等の施設が該当する。

e　申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第４条第１項第２号ハ、則第 35 条）。

(a) 調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。）

(b) 土石その他の資源の採取

(c) 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの

「水産動植物の養殖用施設」については、水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用の許可をすることができることとするものであり、「これに類するもの」には、水産ふ化場等が該当する。

(d) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの

「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの（宿泊施設を除く。）をいう。したがって、駐車場及びトイレを備えているだけの施設は、「休憩所」に該当しない。

また、「これらに類する施設」には、車両の通行上必要な施設として、自動車修理工場、食堂等の施設が該当する。

なお、コンビニエンスストア及びその駐車場については、主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニエンスストア及びその駐車場が自動車の運転者の休憩所と同様の役割を果たしていることを踏まえ、当該施設は、「これらに類する施設」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

ⅰ　一般国道又は都道府県道の沿道の区域

ⅱ　高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口の周囲おおむね 300 メートル以内の区域

「高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口」とは、いわゆるインターチェンジをいう。

(e) 既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに限る。）

「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。

(f) 第１種農地に係る法第４条第１項若しくは第５条第１項の許可又は法第４条第１項第７号若しくは第５条第１項第６号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設

f　申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第１種農地の面積の割合が３分の１を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請

に係る甲種農地の面積の割合が５分の１を超えないものでなければならない（令第４条第１項第２号ニ、則第 36 条)。

g　申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第４条第１項第２号ホ、則第 37 条)。

(a) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業（太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。）

(b) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第１項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成

(c) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 24 条第１項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第９条第３項の規定による勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第 10 条第１項若しくは第２項の規定による命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事

(d) 非常災害のために必要な応急処置

(e) 土地改良法第７条第４項（国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）附則第８条第３項の規定によりなおその効力を有することとされた旧独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号。以下単に「旧独立行政法人緑資源機構法」という。）第 15 条第６項又は国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第 10 条第３項の規定によりなおその効力を有することとされた旧農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号。以下単に「旧農用地整備公団法」という。）第 21 条第６項において準用する場合を含む。）に規定する非農用地区域（以下単に「非農用地区域」という。）と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良法第７条第１項の土地改良事業計画（以下単に「土地改良事業計画」という。)、旧独立行政法人緑資源機構法第 15 条第１項の特定地域整備事業実施計画（以下単に「特定地域整備事業実施計画」という。）又は旧農用地整備公団法第 21 条第１項の農用地整備事業実施計画（以下単に「農用地整備事業実施計画」という。）に定められた用途に供する行為

(f) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第３条第１項の工場立地調査簿に工場適地として記載された土地の区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において行われる工場又は事業場の設置

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

(g) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）附則第５条第１項第１号に掲げる業務（農業上の土地利用との調整が調った土地の区域内において行われるものに限る。）

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

(h) 集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第５条第１項の集落地区計画の定められた区域（農業上の土地利用との調整が調ったもので、集落地区整備計画（同条第３項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められたものに限る。）内において行われる同項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

(i) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成 10 年法律第 41 号）第４条第１項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画（同条第４項及び第５項の規定による協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第２条に規定する優良田園住宅の建設

(j) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）第３条第１項の農用地土壌汚染対策地域（以下単に「農用地土壌汚染対策地域」という。）として指定された地域内にある農用地（同法第２条第１項に規定する農用地をいう。以下(j)及び(2)のアの(ｸ)のｔにおいて同じ。）（同法第５条第１項の農用地土壌汚染対策計画において農用地として利用すべき土地の区域として区分された土地の区域内にある農用地を除く。(2)のアの(ｸ)のｔにおいて同じ。）その他の農用地の土壌の同法第２条第３項に規定する特定有害物質（以下単に「特定有害物質」という。）による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業

(k) 東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 46 条第２項第４号に規定する復興整備事業であって、次に掲げる要件に該当するもの

ⅰ　東日本大震災復興特別区域法第 46 条第１項第２号に掲げる地域をその区域とする市町村が作成する同項に規定する復興整備計画に係るものであること。

ⅱ　東日本大震災復興特別区域法第 47 条第１項に規定する復興整備協議会における協議が調ったものであること。

ⅲ　当該市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。

ⅳ　当該市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(l) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）第５条第１項に規定する基本計画に定められた同条第２項第２号に掲げる区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において同法第７条第１項に規定する設備整備計画（当該設備整備計画のうち同条第２項第２号に掲げる事項について同法第６条第１項に規定する協議会における協議が調ったものであり、かつ、同法第７条第４項第１号に掲げる行為に係る当該設備整備計画についての協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第３条第２項に規定する再生可能エ

ネルギー発電設備の整備

「農業上と土地利用との調整」は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドラインについて」（平成 26 年５月 30 日付け 26 食産第 974 号・26 農振第 700 号・26 林政利第 43 号・26 水港第 1087 号・20140530 資第 51 号・環政計発第 1405301 号・環自総発第 1405302 号農林水産省食料産業局長・農村振興局長・林野庁長官・水産庁長官、経済産業省資源エネルギー庁長官、環境省総合環境政策局長・自然環境局長連名通知）第４の２（２）①ニに定めるところにより行う。

(m) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第５項第２号に規定する促進区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において同法第 21 条の２第１項において読み替えて適用する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第７条第１項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従って行われる同法第３条第２項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

「農業上の土地利用との調整」は、「地域脱炭素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する留意事項についての制定について」（令和４年６月 28 日付け４農振第 948 号農村振興局長通知）第２の４に定めるところにより行う。

(n) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）第５条第１項の規定により作成された活性化計画（当該活性化計画に記載された同条第２項第２号ニに規定する事項及び同条第４項各号に掲げる事項について同法第６条第１項に規定する協議会における協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第５条第２項第２号ニに規定する事業

h　地域整備法（令第４条第１項第２号ヘ(1)から(5)までに掲げる法律をいう。以下同じ。）の定めるところに従って行われる場合で令第４条第１項第２号ヘ(1)から(5)までのいずれかに該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合で(a)に掲げる要件に該当するものであること。

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」とは、土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして(b)に掲げる計画に限られる（令第４条第１項第２号ヘ(6)、則第 38 条及び第 39 条）。

また、「地域整備法の定めるところに従って行われる場合」については、別に農村振興局長が定めるところにより、あらかじめ地域整備法による施設の整備と農業上の土地利用との調整を即地的に行う。

(a) (b)に掲げる計画においてその種類、位置及び規模が定められている施設（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第４条の５第１項第 26 号の２の計画にあっては、同号に規定する農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設）を(b)に掲げる計画に従って整備するため行われ

るものであること。

(b) 農振法第８条第１項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画

ウ　市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地（甲種農地。令第６条）

(ｱ) 要件

甲種農地は、第１種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

ａ　おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械（農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業経営の改善に寄与する農業機械をいう。）による営農に適するものと認められること（令第６条第１号、則第 41 条）。

ｂ　特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過したもの以外のもの。ただし、特定土地改良事業等のうち、農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることによって当該農地を改良し、若しくは保全することを目的とする事業（いわゆる面的整備事業）で次に掲げる基準に適合するものの施行に係る区域内にあるものに限られる（令第６条第２号、則第 42 条）。

「工事が完了した年度」については、土地改良事業の工事の場合にあっては土地改良法第 113 条の３第２項又は第３項の規定による公告により、土地改良事業以外の事業の工事の場合にあっては事業実績報告等により確認することが適当と考えられる。

また、「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a) イの(ｱ)のｂの(a)のⅱからⅴまでに掲げる事業のいずれかに該当する事業であること。

(b) 次のいずれかに該当する事業であること。

ⅰ　国又は都道府県が行う事業

ⅱ　国又は都道府県が直接又は間接に経費の全部又は一部を補助する事業

(ｲ) 許可の基準

甲種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。

ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。この場合、甲種農地が特に良好な営農条件を備えている農地であることにかんがみ、許可をすることができる場合は、第１種農地より更に限定される。

ａ　イの(ｲ)のａに該当する場合（法第４条第６項ただし書）

ｂ　イの(ｲ)のｂに該当する場合（令第４条第１項第２号柱書、同項第１号イ）

ｃ　イの(ｲ)のｃの(a)から(e)までに掲げる施設（同(b)から(e)までに掲げる施設にあっては、第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限り、同(e)に掲げる施設にあっては、敷地面積がおおむね 500 平方メートルを超えないものに限る。）の用に供するため行われるものであること（令第４条第１項第２号イ、則第 33 条）。

「第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第２種農地や第３種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

ｄ　イの(ｲ)のｅの(a)から(e)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第４条第１項第２号ハ、則第 35 条）。

ｅ　イの(ｲ)のｆに該当する場合（令第４条第１項第２号ニ、則第 36 条）

ｆ　イの(ｲ)のｇの(b)、(d)、(e)又は(h)から(j)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第４条第１項第２号ホ、則第 37 条）。

ｇ　イの(ｲ)のｈに該当する場合（令第４条第１項第２号ヘ、則第 38 条及び第 39 条）

エ　市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地（第３種農地。法第４条第６項第１号ロ(1)）

(ｱ) 要件

第３種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第７条、則第 43 条及び第 44 条）。

なお、申請に係る農地が第３種農地の要件に該当する場合には、同時に第１種農地の要件に該当する場合であっても、第３種農地として区分される（法第４条第６項第１号ロ括弧書）。

ａ　道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が次に掲げる程度に達している区域

(a) 水管、下水道管又はガス管のうち２種類以上が埋設されている道路（幅員４メートル以上の道及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第２項の規定による指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、イの(ｲ)のｅの(d)のⅱに規定する道路及び農業用道路を除く。）の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね 500 メートル以内に２以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。

(b) 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね 300 メートル以内に次に掲げ

る施設のいずれかが存すること。

ⅰ　鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場

ⅱ　イの(ｲ)のｅの(d)のⅱに規定する道路の出入口

ⅲ　都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場（これらの支所を含む。）

ⅳ　その他ⅰからⅲまでに掲げる施設に類する施設

具体的には、自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第２条第６項に規定するバスターミナル及び同条第７項に規定する専用バスターミナルが想定される。

b　宅地化の状況が次のいずれかに該当する程度に達している区域

(a) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。

(b) 街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域をいう。以下同じ。）の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えていること。

(c) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第１号に規定する用途地域（以下単に「用途地域」という。）が定められていること（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）。

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

なお、高度化施設用地に用途地域の指定又は変更がなされた場合には、当該指定又は変更がなされたことをもって農業上の土地利用との調整が調ったものとはならないことに留意する必要がある。

c　土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第２条第１項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る区域

「これに準ずる事業」については、現時点では該当するものがないため、農林水産省令は定められていない。

(ｲ) 許可の基準

第３種農地の転用は、許可をすることができる。

オ　エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地（第２種農地。法第４条第６項第１号ロ(2)）

(ｱ) 要件

第２種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第８条、則第 45 条及び第 46 条）。

なお、申請に係る農地が第２種農地の要件に該当する場合は、同時に第１種農地の要件に該当する場合であっても、第２種農地として区分される（法第４条第６項第１号ロ括弧書）。

a　道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみてエの(ｱ)のａに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる

区域として次に掲げるもの

(a) 相当数の街区を形成している区域

(b) エの(ｱ)のａの(b)のｉ、ⅲ又はⅳに掲げる施設の周囲おおむね 500 メートル（当該施設を中心とする半径 500 メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が 40 パーセントを超える場合にあっては、その割合が 40 パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は１キロメートルのいずれか短い距離）以内の区域

ｂ　宅地化の状況からみてエの(ｱ)のｂに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として、宅地化の状況が同ｂの(a)に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であるもの

(ｲ) 許可の基準

第２種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として、許可をすることができない。

なお、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第３種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例外的に許可をすることができる。

ａ　転用行為が土地収用法第 26 条第１項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものである場合（法第４条第６項ただし書）

ｂ　転用行為がイの(ｲ)のｃ、ｄ、ｇ又はｈのいずれかに該当する場合（令第４条第２項）

この場合、イの(ｲ)のｃの(b)から(e)までに掲げる施設にあっては、第２種農地以外の周辺の土地に設置することによってその目的を達成することができると認められるものであっても、許可をすることができる（則第 33 条括弧書）。

なお、第１種農地において例外的に許可をすることができる場合のうちイの(ｲ)のｂ、ｅ又はｆの場合は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため第２種農地の転用の許可をすることができるものであることから、改めて令第４条第２項において規定することとはされていないものである。

カ　その他の農地（第２種農地）

(ｱ) 要件

農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地（オに規定するものに限る。(ｲ)において同じ。）及び第３種農地のいずれの

要件にも該当しない農地であり、具体的には、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等が該当する。

(ｲ) 許可の基準

法第４条第６項第２号により、第２種農地の場合と同様の基準となる。

(2) 立地基準以外の基準（一般基準。法第４条第６項第３号から第６号まで）

(1)の立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。

ア　農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合（法第４条第６項第３号）

具体的には、次に掲げる事由がある場合である。

(ｱ) 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと（法第４条第６項第３号)。

なお、則第 30 条第４号又は第 57 条の２第２項第１号の規定により、申請書に資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面を添付することが義務付けられているが、資力及び信用は申請者によって様々であることから、当該書面は、当該資金計画の額の多寡によらず添付が必要である。また、当該書面は、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があることを客観的に裏付けるものである必要があり、申請者の申出によるものは適当でないと考えられる。

(ｲ) 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないこと（法第４条第６項第３号)。

「転用行為の妨げとなる権利」とは、法第３条第１項本文に掲げる権利である。

(ｳ) 法第４条第１項の許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがないこと（則第 47 条第１号)。

なお、申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を行っていない場合については、上記事由に該当し、申請に係る農地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断することが適当と考えられる。

(ｴ) 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと（則第 47 条第２号)。

(ｵ) 申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること（則第 47 条第２号の２)。

(ｶ) 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと（則第 47 条第３号)。

(ｷ) 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと（則第 47 条第４号)。

(ｸ) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とするものであること。申請者が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成を行い、自ら当該施設を建設せずに当該土地を処分し、

申請者以外の者が当該施設を建設する場合、当該申請に係る事業は、「土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とするもの」に該当する。ただし、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領（平成 31 年３月 29 日付け 30 農振第 4002 号農林水産省農村振興局長通知）の規定により建築条件付売買予定地とする場合のほか、次に掲げる場合は、この限りでない（則第 47 条第５号）。

a　農業構造の改善に資する事業の実施により農業の振興に資する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

「農業構造の改善に資する事業」は、別に農村振興局長が定める。

また、「当該農地が当該施設の用に供されることが確実」か否かは、別に農村振興局長が定めるところにより判断する。

b　農業協同組合が農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第５項各号の事業の実施により工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

c　農地中間管理機構が農業用施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

d　(1)のイの(ｲ)のｈの(b)に掲げる計画に従って工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

e　非農用地区域内において当該非農用地区域に係る土地改良事業計画、特定地域整備事業実施計画又は農用地整備事業実施計画に定められた用途に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該用途に供されることが確実と認められるとき。

f　用途地域が定められている土地の区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

g　都市計画法第 12 条の５第１項の地区計画が定められている土地の区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において、同法第 34 条第 10 号の規定に該当するものとして同法第 29 条第１項の許可を受けて住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

h　集落地域整備法第５条第１項の集落地区計画が定められている区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において集落地区整備計画に定め

られる建築物等に関する事項に適合する建築物等の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの建築物等の用に供されることが確実と認められるとき。

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

i　国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された法人、地方公共団体の出資により設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、土地開発公社又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）第５条第１項の規定により定められた実施計画に基づき同条第２項第１号に規定する産業導入地区内において同項第５号に規定する施設用地に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

j　総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）第７条第１項に規定する同意基本構想に基づき同法第４条第２項第３号に規定する重点整備地区内において同法第２条第１項に規定する特定施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

k　多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）第 11 条第１項に規定する同意基本構想に基づき同法第７条第２項第２号に規定する重点整備地区内において同項第３号に規定する中核的施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

l　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成４年法律第 76 号）第８条第１項に規定する同意基本計画に基づき同法第２条第２項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第６条第５項に規定する教養文化施設等の用に供される土地を造成するため又は同条第４項に規定する拠点地区内において同法第２条第３項に規定する産業業務施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

m　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 14 条第２項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき同法第 11 条第２項第１号に規定する土地利用調整区域内において同法第 13 条第３項第１号に規定する施設の用に供する土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

n　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和 63 年法律第 47 号）第３条第１項の認定を受けた同項に規定する宅地開発事業計画に従って住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認

められるとき。

o　地方公共団体（都道府県及び指定市町村を除く。）又は独立行政法人都市再生機構その他国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

p　電気事業者又は独立行政法人水資源機構その他国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人が、ダムの建設に伴い移転が必要となる工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

q　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成 16 年政令第 182 号）第３条第１項第３号に規定する事業協同組合等が同号に掲げる事業の実施により工場、事業場その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

r　地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会若しくは土地開発公社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

s　土地開発公社が土地収用法第３条各号に掲げる施設を設置しようとする者から委託を受けてこれらの施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

t　農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地その他の農用地の土壌の特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業の実施により農地を農地以外のものにする場合

イ　周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第４条第６項第４号）

申請に係る農地の転用行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第４条第６項第４号）には、許可をすることができない。

「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障がある場合をいう。

また、「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」としては、法に例示されているもののほか、次に掲げる場合が想定される。

(ｱ) 申請に係る農地の位置等からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがあると認められる場合

(ｲ) 周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(ｳ) 農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

ウ　地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第４条第６項第５号）

法第４条第６項第５号の「地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合」とは、次のいずれかに該当する場合とされている。

(ｱ) 基盤法第 19 条第７項の規定による地域計画の案の公告があってから同条第８項の規定による地域計画の公告があるまでの間において、当該地域計画の案に係る農地を転用することにより、当該地域計画に基づく農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（則第 47 条の３第１号）。

(ｲ) 地域計画に係る農地を農地以外のものにすることにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（則第 47 条の３第２号）。

基盤法第 19 条第８項の規定による地域計画の公告があった後も、

a　当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合

b　当該公告に係る地域計画の区域内の農地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る当該地域計画の区域内の農地を農地以外の用途に供する場合

c　当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合

等の場合については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」に該当するものと解される。

なお、a から c までに掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、例えば、

i　仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにするときにおいて、その利用に供された後にその土地が地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが確実と認められるとき

ii　地域計画の達成のために必要な農業用施設（基盤法第４条第１項第３号に規定する農業用施設をいう。）として当該地域計画に位置づけられたものの用に供するため農地を農地以外の用に供するとき

iii　則第 30 条第２項本文に定める営農型太陽光発電について、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの制定について」（令和６年３月 25 日付け５農振第 2825 号農林水産省農村振興局長通知）

別添２の(2)のクの定めに基づき、協議の場で合意を得た土地の区域内において行うとき

等については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」には該当しないものと解される。

(ｳ) 農用地区域を定めるための農振法第 11 条第１項の規定による公告があってから農振法第 12 条第１項（農振法第 13 条第４項において準用する場合を含む。）の規定による公告があるまでの間において、農振法第 11 条第１項の規定による公告に係る農振法第８条第１項に規定する市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を転用することにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（則第 47 条の３第３号）。

エ　仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき（法第４条第６項第６号）。

「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用することができる状態に回復されることをいう。

(3) その他

法第４条第１項の許可に係る土地について、当該許可に係る工事が完了する前に、当該土地が農地以外の土地であると判断することは、適当でない。

また、法第４条第１項ただし書の規定の適用を受ける土地についても、同様である。

なお、当該土地について、工事が完了する前に同項各号のいずれにも該当しなくなった場合には、改めて許可を受ける必要があることに留意する。

２　法第４条第４項関係

農業委員会は、法第４条第３項の規定により意見を述べようとするとき（同一の事業（同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとする事業をいう。）の目的に供するため 30 アールを超える農地転用に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 42 条第１項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

また、農業委員会は、意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くことができる。

農業委員会から意見を求められた事案についての都道府県農業委員会ネットワーク機構の審議は、原則として書面審理によることが適当と考えられる。

なお、農業委員会は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くために必要な書面（以下「諮問書」という。）の記載内容が簡略化されていたり、諮問書の提出が都道府県農業委員会ネットワーク機構における審議の直前となることのないよう留意することが適当と考えられる。

3　法第４条第８項関係

(1) 国、都道府県又は指定市町村が農地を農地以外のものにしようとする場合には、直接、都道府県知事等に対し、文書により協議を求めることとし、当該文書の提出により協議を受けた都道府県知事は、当該協議を成立させるか否かについて文書により回答することが適当と考えられる。

(2) 法第４条第８項の協議の成立又は不成立の判断基準については、１の法第４条第１項の許可の基準の例による。したがって、国、都道府県又は指定市町村は、則第 25 条各号に掲げる施設を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、同項の許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該協議に先立って都道府県知事等と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(3) 都道府県知事等は、あらかじめ、国、都道府県又は指定市町村が則第 25 条各号に掲げる施設を設置するために農地転用を行うことによる影響をできる限り客観的かつ定量的に評価するための仕組みや基準を策定しておくとともに、(2)の調整に当たっては、国、都道府県又は指定市町村に対し、十分に説得力のある説明を行うことが望ましい。

4　法第５条第２項関係

法第５条第２項に規定する許可基準の内容は、採草放牧地の転用のための権利移動に係る場合を含め、次に掲げるものを除き、１の法第４条第１項の許可の基準等の内容と同様となる（法第５条第２項)。

(1) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合には、許可をすることができないこと（法第５条第２項第６号)。

(2) 農地を採草放牧地にするため法第３条第１項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第２項の規定により同条第１項の許可をすることができない場合に該当すると認められるときは、許可をすることができないこと（法第５条第２項第８号)。

5　法第５条第３項関係

法第５条第３項において準用する法第４条第４項又は第５項の規定による都道府県農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取については、２と同様となる。

6　法第５条第４項関係

法第５条第４項の協議については、３と同様となる。

7　法第 51 条及び第 52 条の４関係

(1) 違反転用の防止及び早期発見・是正のための取組

ア　都道府県又は指定市町村の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、都道府県又は指定市町村においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

(ｱ) 違反転用を防止するためには、まず、地域住民・農業者に対する啓発を図るこ

とが重要であることから、都道府県又は指定市町村自ら啓発活動に取り組むとともに、地域住民・農業者により身近である農業委員会において、イによる啓発活動が活発に行われるよう助言・指導を行うこと。

(ｲ) 違反行為が生じた場合には、時間が経過するほど原状回復が難しくなる傾向があることから、早期に発見し是正指導に着手することが重要である。このため、農業委員会が違反転用を把握した場合における都道府県知事等に対する報告が速になされるよう、日ごろから農業委員会との情報連絡体制を密にするとともに、農業委員会において違反転用に対する情報収集体制が整備されるよう助言・指導を行うこと。

(ｳ) 違反転用を把握した場合には、優良農地の確保を図る観点から、原状回復を求める必要性について十分に検討を行うこと。なお、違反転用に係る農地について、仮に法第４条第１項又は第５条第１項の許可の申請が行われれば当該許可をすることができるような場合であっても上記と同様の取扱いとなり、原状回復を求める必要性について検討を行う必要があることに変わりはないことに留意すること。

(ｴ) 産業廃棄物等の投棄による違反転用については、都道府県又は指定市町村の環境担当部局や地元警察との情報連絡体制を密にし、これらの機関との連携により違反転用の早期発見・早期是正に努めること。

イ　農業委員会の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、農業委員会においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

(ｱ) 農業委員会は、日ごろから農地パトロールを行うこととし、効率的に農地パトロールを行うことができるよう、農地の利用の状況を記載した図面を整備すること。また、違反転用の防止に向けた地域住民に対する啓発を図るため、市役所若しくは町村役場や公民館等における農地転用許可制度に関するポスターの掲示又はリーフレットの配布、市町村の広報誌等における同制度の紹介等の取組を積極的に行うこと。

(ｲ) 農業委員会は、国、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等関係機関との連携の下で、違反転用に関する情報の効率的な収集体制及び関係機関相互間の情報連絡体制の整備に努めること。

(ｳ) 農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、法第 51 条の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができるが、この要請は、原則として書面によることが適当と考えられる。

(2) 法第 51 条第１項の規定による処分の基準

ア　法第 51 条第１項の「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認める」か否かの判断をするに当たっては、当該違反転用に係る土地の現況、その土地の周辺における土地の利用の状況、違反転用により農地及び採草放牧地以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地及び採草放牧地以外のものになった後の転得者が詐偽その他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に

違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

なお、農振法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内にある土地については、一般的には「特に必要がある」と認められると解される。

また、高度化施設用地が違反転用に該当する場合には、法第４条第１項の規定に違反することとなるため、当該高度化施設用地に設置された農作物栽培高度化施設の設置者が処分の対象となることに留意するものとする。

イ　法第 51 条第１項第２号の「許可に付した条件に違反している者」には、法第４条第１項又は第５条第１項の許可を受けた者の一般承継人であって当該許可に付された条件に違反している者は含まれるが、当該許可を受けた者の特定承継人は含まれないものと解される。

ウ　法第 51 条第１項第４号の「偽りその他不正の手段により、第４条第１項又は第５条第１項の許可を受けた者」には、偽りその他不正の手段により許可を受けた者の一般承継人は含まれないものと解される。

エ　なお、法第３条第１項又は第 18 条第１項の許可について、詐欺、強迫等によりその意思決定に瑕疵がある場合又は収賄その他の不正行為に基づきなされた場合には、法第 51 条第１項の規定にかかわらず、公益上の必要があるときは、当該許可を取り消すことができると解される。

(3) 法第 51 条第４項の規定による処分の基準

ア　法第 51 条第４項第２号の「違反転用者等を確知することができないとき」としては、土地の所有者に無断で転用している場合等で、当該土地所有者等に確認しても違反転用者等が判明しないときや違反転用業者が既に実態のない会社となっているとき等が想定される。

なお、都道府県知事等は、同号の政令で定める方法により、違反転用者等であって確知することができないものに関する情報の探索を行ってもなお違反転用者等を特定できない場合には、同項の規定による公告を行う。

イ　法第 51 条第４項第３号の「緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合」としては、例えば、建設残土が撤去されていないため、その後、台風等の自然災害の発生により当該建設残土が流出し、周辺の営農条件に著しい支障が生ずるおそれがある場合等が想定される。

(4) 法第 51 条第６項に規定する費用の徴収の方法

法第 51 条第６項に規定する費用の徴収の方法については、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第５条及び第６条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命じなければならないとともに、代執行に要した費用は、当該期日までに納付されない場合には、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）に規定する国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

具体的には、次に掲げる点に留意する必要がある。

ア　国税滞納処分の手続においては、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえた上で、差押財産を公売に付すこととされているが、滞納者の所在が不明である場合には、

これらの手続に際し、公示送達が認められること（国税徴収法第５章及び国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 14 条）から、都道府県知事等は、違反転用者等の所在が不明である場合には、当該違反転用者等に対して差押書を公示送達の手続により送達することによって、その財産を差し押え、公売を行い、代執行に要した費用を徴収することができることとなり、売却価格から代執行に要した費用を差し引いた額は、法務局に供託することとなる。

イ　代執行に要した費用よりも著しく高い価格の財産や差押え可能な財産の価格が代執行に要した費用よりも少ない場合の当該財産については差し押えることはできないが、差押え可能な財産がある場合には、差押えを行うことにより時効中断を行っておき、その間に違反転用者等を捜すなどして、できる限り当該違反転用者等から直接徴収することが望ましい。

８　法第 59 条関係

(1) 是正の要求の方式

法第 59 条第１項の「農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかである」場合としては、１及び４に規定する許可基準に照らせば、本来、法第４条第１項又は第５条第１項の許可をすることができないにもかかわらず、十分な検討がなされないままに当該許可がされ、これを受けて農地転用がなされた結果、農地又は採草放牧地のかい廃が進行している場合が想定される。

(2) 農地転用許可事務の処理に係る実態調査

地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、毎年、都道府県知事等の処理する農地転用許可事務について実態調査を行い、不適正な事務処理がなされていると認められる場合には、その改善を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の助言若しくは勧告又は同法第 245 条の５第１項の規定による求め（都道府県知事の事務を同法第 252 条の 17 の２第１項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合にあっては、同法第 245 条の４第２項又は第 245 条の５第２項の指示。以下「是正の要求等」という。）を行うことが適当と考えられる。

なお、当該調査は、指定市町村の長による事務処理及び都道府県知事による２ヘクタールを超え４ヘクタール以下の農地転用に係る事務処理について重点的に行うほか、その都度、必要に応じて重点課題等を定めて行う。

(3) 情報の共有

農村振興局長は、都道府県知事等に対して行った是正の要求等のうち、他の都道府県又は市町村において同様の事態が生ずることがないようにする観点から特に必要があると認められるものに係る情報を取りまとめ、公表する。

第３　遊休農地に関する措置

法第１条に規定する目的及び法第２条の２に規定する農地について権利を有する者の責務の趣旨を踏まえて、法令上例外措置が認められている場合を除き、法第４章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならないことに留意されたい。

また、贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、法第36条第１項に基づく農地中間管理機構との協議の勧告（以下「勧告」という。）があった場合には納税猶予の期限が確定することから、「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」（平成26年９月30日付け26経営第948号農林水産省経営局長通知）の内容に十分留意されたい。

なお、遊休農地に関する措置の状況については、農業委員会は毎年３月末時点での措置状況を４月末までに都道府県に報告することとし、当該報告を受けた都道府県は、管内の農業委員会の報告内容をとりまとめ、毎年５月末までに国に報告すること。

1　法第30条第１項関係

法第30条第１項に規定する利用状況調査は、次の事項に留意されたい。

(1) 実施時期

利用状況調査については、毎年、遊休農地の判定やその後の措置に支障が生じない適切な時期に実施すること。

(2) 調査の方法

ア　旧市町村、大字等適当な範囲で区域を区切り、担当の農地利用最適化推進委員（農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会にあっては、農業委員。以下「推進委員等」という。）を定め、必要に応じて市町村の関係部局、地域の農業事情に精通した者、農業団体等の協力を得て、調査すること。

イ　人工衛星又は無人航空機の利用その他の手段により得られる動画又は画像（(1)の時期に撮影されたものであって、①の調査を行うに当たって十分な解像度を有するものに限る。）を使用する場合には、次の方法により、調査を行うこと。

①　当該動画又は画像を使用して、一筆の農地ごとに遊休農地に該当するおそれのない農地と該当するおそれのある農地とを区別する調査を行うこと。なお、当該調査は、当該動画若しくは画像の目視による確認又は遊休農地に該当するおそれがあるか否かの判定について十分な水準を有すると認められる技術により行うこと。

②　①の結果、遊休農地に該当するおそれのある農地とされたもののうち、前年に遊休農地と判定されている農地であって、解消に向けた取組が講じられていないものについては、遊休農地と判定して差し支えない。

③　①の結果、遊休農地に該当するおそれのある農地とされたもののうち、②により遊休農地と判定しなかったものについては、ウの方法により調査を行うこと。

ウ　イの③の場合、イの方法により調査を行うことが困難な場合その他必要な場合には、法第52条の２の農地台帳及び法第52条の３の農地に関する地図を使用し、一筆の農地ごとに道路からの目視等により、調査を行うこと。ただし、災害その他の事由により、進入路が荒廃するなどその土地に立ち入ることが困難な場合は、この限りではない。

エ　ウの結果、雑草が繁茂していること等が確認された場合は、現地で利用状況の写真を撮影し、その旨をタブレット端末等に記録すること。

オ　推進委員等が行う日頃の現地確認等において、農地の利用状況を調査し、その調

査結果を記録している場合には、これらをもってウの調査に代えることができる。

カ　特に、前年も遊休農地と判定されているところの状況については、注意して判定すること。

(3) 遊休農地の判定等

利用状況調査による遊休農地の判定等に当たっては、以下に留意すること。なお、廃止前の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成 20 年４月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知。以下「荒廃農地調査要領」という。）７の①に規定する「Ａ分類（再生利用が可能な荒廃農地）」については、法第 32 条第１項第１号の遊休農地と同義である。

ア　法第 32 条第１項第１号の遊休農地

(ｱ)　「現に耕作の目的に供されておらず」とは、過去１年以上作物の栽培が行われていないことをいう。

(ｲ)　「引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる」については、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等農地を常に耕作し得る状態に保つ行為（以下「維持管理」という。）が行われているかにより判断すること。

(ｳ)　当該農地は、以下のとおり区分すること。

ａ　人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等（以下「草刈り等」という。）を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地

ｂ　草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地

イ　法第 32 条第１項第２号の遊休農地

「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農地」については、近傍類似の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の態様と比較して判断すること。

この場合、作物（ウメ、クリ等を含む。）がまばらに又は農地内で偏って栽培されていないか、栽培に必要な管理が適切に行われているか等に留意して判断すること。

ウ　再生利用が困難な農地

利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができない等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地（荒廃農地調査要領７の②に規定する「Ｂ分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）」と同義である。）があった場合は、調査後直ちに、第４の(4)の規定に基づいて「農地」に該当しない旨判断を行うこと。

ただし、当該農地が基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されている場合は、アの(ｳ)のｂの農地として扱うこととする。

(4) 農地中間管理機構への情報提供

農業委員会は、利用状況調査を実施した結果、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 18 条第７項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告（以下「農用地利用集積等促進計画の公告」という。）があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等がされた農地が遊休農地であると判定した場合等には、その利用の状況を速やかに農地中間管理

機構に情報提供すること。

2　法第 31 条第１項関係

農業委員会に対する申出は、次の事項に留意されたい。

(1)　法第 31 条第１項第２号の「営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、申出に係る農地において病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積、農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育、地割れ、土壌の汚染等の事由により、申出者の営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあることをいう。

(2)　法第 31 条第１項第１号から第３号までに該当しない者から申出があった場合においても、利用状況調査その他適切な措置を講じること。

3　法第 32 条関係

法第 32 条に規定する利用意向調査は、次の事項に留意されたい。

(1) 実施方法

利用意向調査については、１の(3)により遊休農地と判定された農地及び則第 78 条各号に掲げる農地を対象として、判定後直ちに、書面の送付又は電子媒体の送付その他の電磁的方法により、則第 74 条に定める事項について行うこととし、１か月以内の範囲で回答期限を設定すること。その際、他の調査等を併せて実施することは差し支えない。

回答期限までに回答が得られない所有者等に対しては、推進委員等は直接訪問等により確実に農業上の利用の意向を確認すること。

また、利用意向調査を行う際には、所有者等に対し、則第 74 条第２項に規定する事項に加えて次の事項を教示すること。

ア　農地中間管理事業の概要や市町村が作成した地域計画、関係機関の連絡先その他所有者等が回答する際に必要な情報。

イ　勧告がなされた場合には、当該勧告の対象となった農地の固定資産税及び都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額及び都市計画税額が増えることとなること。

ウ　当該農地における病害虫の発生等の事由により、当該農地の周辺地域における営農条件に著しい支障が生じる等と認められる場合には、市町村長が、当該農地の所有者等に対し、法第 42 条第１項に規定する支障の除去等の措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずる場合があること。

(2) 所有者等の意思の公表

利用意向調査により確認した所有者等の意思の内容が則第 74 条第１項第１号に該当する農地については、その旨を農業委員会サポートシステム（法第 52 条の２及び第 52 条の３の規定に基づき、農地台帳の全部を磁気ディスクをもって調製し、農地台帳に記録された事項（公表することが適当でないものを除く。）をインターネットの利用により公表することを可能とするものをいう。以下同じ。）を介して、eMAFF 農地ナビ（同条の規定に基づく農地台帳及び農地に関する地図の公表を目的とする、全国の農

地に関する情報を一覧的に閲覧可能な農林水産省のウェブサイトをいう。以下同じ。）において公表しなければならないこと。

(3) 農地の所有者等を確知することができないときの公示

ア　その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がいない場合における「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその農地の所有者等を確知することができないとき」とは、次の調査を実施したにもかかわらず、農地の所有者（相続等により共有状態となっている場合には、２分の１を超える持分を有する者）が不明であるときのことをいう。ただし、則第 78 条第５号に該当する農地であって、法第 41 条第２項の規定により読み替えて準用する法第 39 条第１項の規定による裁定以降に、法第 41 条第５項の規定により供託した補償金の還付が行われていないなど、所有者等に関する新たな事実が判明しなかった場合には、次の調査を実施せずに「過失がなくてその農地の所有者等を確知することができない」ものと扱うこととする。

(ｱ) 令第 20 条において準用する令第 18 条第１号により登記所（法務局等）の登記官に対し当該農地の登記事項証明書を請求し、所有権等の登記名義人又は表題部所有者（以下「登記名義人等」という。）の氏名及び住所地等を確認すること。

(ｲ) 令第 20 条において準用する令第 18 条第２号において、「不確知所有者等関連情報を保有すると思料される者」とは「当該農地を現に占有する者」、「農地法第 52 条の２の規定により農業委員会が作成する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知所有者等関連情報を保有すると思料される者」及び「当該農地の所有者等であって知れているもの」をいう。令第 20 条において準用する令第 18 条第２号によりこれらの者に対し、他の当該農地の所有者等の氏名及び住所地等について聞き取りを行うこと。

また、(ｳ)により登記名義人等の生死が確認できない場合には、知れている当該農地の所有者等の直系尊属の戸籍謄本又は除籍謄本（以下「戸籍謄本等」という。）を請求することにより、当該者の直系尊属と思われる登記名義人等の戸籍謄本等の確認を行うこと。

(ｳ) 令第 20 条において準用する令第 18 条第３号では、(ｱ)により確認した登記名義人等の住所地の市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求すること。

このほか、(ｲ)で確認された「当該農地の所有者等と思料される者」についても、当該者が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求すること。

ただし、住所地が明らかである場合には、それをもって代えることができる。

(ｴ) 登記名義人等の死亡が確認された場合には、令第 20 条において準用する令第 18 条第４号により、登記名義人等の戸籍謄本等を請求する。登記名義人等の戸籍謄本等には登記名義人等の相続人たる配偶者と子が記載されており、これらの者の記載された部分に限って最新の戸籍謄本等を確認すること。

次に、確認した配偶者と子の戸籍の附票を備えると思われる市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求すること

により、これらの者の住所の確認を行うこと。

(ｵ) 登記名義人等が法人である場合には、登記所（法務局等）の登記官に対して法人の登記事項証明書を請求することにより、法人の所在地を確認する。また、合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思われる登記所（法務局等）の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の所在地を確認すること。

その他合併以外の理由により解散していることが判明した場合には、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人（取締役等）を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知所有者等関連情報の提供を求めること。

(ｶ) 令第 20 条において準用する令第 18 条第５号では(ｱ)から(ｵ)の措置により住所が判明した当該農地の所有者等と思料される者（(ｵ)の場合は法人住所地又は役員住所）に対して、「農地法関係事務処理要領の制定について」様式例第 13 号の２により簡易書留による書面の送付を行い、当該農地の所有者等を特定すること。

なお、住所地が当該農地と同一市町村内の場合には、訪問により代えることは差し支えないが、訪問の記録を残すこと。

(ｷ) (ｶ)による書面の送付後、２週間経過しても不確知所有者等から返信がない場合には、当該不確知所有者等を不明者として扱い、更なる聞き取りや現地調査は不要である。

イ　その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合における「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその農地の所有者等を確知することができないとき」とは、アと同様の調査を実施したにもかかわらず、所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者が不明であるときのことをいう。

ウ　農業委員会が、法第 32 条第１項各号のいずれかに該当する農地について機構法第 22 条の２第１項の規定による要請に係る探索を行った場合には、則第 74 条の２の規定に基づき、当該農地について法第 32 条第２項及び第３項（これらの規定を法第 33 条第２項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行ったものとみなす。

(4) 支障の除去等の措置

利用意向調査を行う際に、支障の除去等の措置を講ずる必要があると認める場合は、速やかに市町村長にその旨を伝え、第 42 条の措置命令を行うよう促すこと。

4　法第 33 条関係

(1) 農業委員会は、則第 78 条第２号に規定する申出があった場合には、その農地について、３の(3)のアの(ｱ)又は(ｲ)による調査を実施し、その結果、農地の所有者等（その農地（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係る場合には、その農地又は権利について２分の１を超える持分を有する者）が確知できない場合には、法第 33 条第２項において読み替えて準用する法第 32 条第３項の規定による公示を行うこと。

なお、当該調査の結果、その農地の所有者等が明らかになった場合には、当該農地は法第 33 条第１項に規定する農地には該当しないことに留意すること。その場合は、地域の営農計画等を勘案しつつ、必要なあっせんその他農地の利用関係の調整を行うこと。

(2) 則第 78 条第３号に規定する農地の取扱いに当たっては、次の事項に留意すること。

ア　「農地中間管理機構が過失がなくてその農地の所有者を確知することができないもの」とは、３の(3)のアと同等の探索を行った結果、その農地の所有者（その農地が数人の共有に係る場合には、その農地について２分の１を超える持分を有する者。イにおいて同じ。）と連絡を取ることができないもの又はその農地の所有者が死亡し、その相続人（当該所有者の配偶者又は子に限る。以下同じ。）に連絡を取ることができないものとして、農地中間管理機構が農業委員会に対してその旨を通知したものをいう。

イ　農業委員会は、アの通知を受けたときは、３の(3)のアの(ｱ)による調査を実施し、その結果、その農地の所有者又はその相続人が確知できない場合には、法第 33 条第２項において読み替えて準用する法第 32 条第３項の規定による公示を行うこと。この場合、その農地の所有者又は相続人で知れているものがあるときは、その者の氏名、住所等を農地中間管理機構に通知すること。

なお、当該調査の結果、その農地の所有者又はその相続人が明らかになった場合には、当該所有者又は相続人の氏名、住所等を農地中間管理機構に通知すること。

５　法第 34 条及び第 35 条関係

(1) 農業委員会等は、３の利用意向調査で、所有者等の意思を確認後速やかに、当該意思や、地域の営農計画等を勘案しつつ、必要なあっせんその他農地の利用関係の調整を行うこと。

(2) 所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表明があった場合においては、法第 35 条第１項に基づき、速やかに農地中間管理機構にその旨を通知すること。

(3) (2)以外の場合にあっても、利用意向調査を実施した場合には、その農地の状況等について、速やかに農地中間管理機構に情報提供を行うこと。その際、農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その農地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない場合には、その旨を速やかに農業委員会に通知するよう求めること。

６　法第 36 条関係

(1) 実施時期

ア　３の利用意向調査を実施した農地であって、当該農地の所有者等からその農地の農業上の利用の増進を図る旨の意思の表明があったものについては、耕作の再開、農地中間管理機構との借入協議又は権利の設定・移転等が行われたかどうかについて、所有者等の意思の表明から６か月経過後速やかに現地を確認するとともに、必要に応じ、農地台帳等により権利の設定等の状況を確認すること。

その結果、利用意向調査で表明された意思のとおりに農地が利用されていない場

合は、現地の確認から１か月以内に勧告を実施すること。

イ　所有者等から意思の表明がない農地については、利用意向調査の発出から６か月経過後速やかに現地を確認した上で、１か月以内に勧告を実施すること。

ウ　利用意向調査に対して、当該農地の所有者等からその農地の農業上の利用を行う意思がない旨の表明があったときは、表明から１か月以内に勧告を実施すること。

(2) 対象外となる農地

ア　当該農地が農業振興地域内にない場合には、法第 35 条第１項及び第 36 条第１項の規定により勧告の対象外となっているが、これに加えて、以下に掲げる場合についても法第 36 条ただし書の正当の事由に該当することから勧告の対象とはしないこと。

(ｱ) 農地中間管理機構が法第 35 条第２項ただし書に基づき農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨を農業委員会等及び所有者等へ通知した場合

(ｲ) 当該農地の所有者等から農地中間管理機構に対して貸付けを行う旨の意思が表明され、それが継続している場合

(ｳ) (ｱ)に掲げるもののほか、農地中間管理機構から、その農地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨の通知があった場合

イ　贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、勧告があった際に納税猶予の期限が確定することから、納税猶予制度の適正な運用を確保するため、アの(ｱ)～(ｳ)に該当するものも含めて、法第 36 条第１項各号のいずれかに該当する場合には、必ず勧告を行うこと。

(3) 勧告の撤回

勧告を行った後、以下のいずれかに該当することとなった場合については、その時点をもって当該農地に係る勧告を撤回し、その旨を速やかに農地の所有者等及び農地中間管理機構に通知するものとする。なお、勧告を撤回した場合、勧告の撤回があった日の属する年の翌年の１月１日（当該勧告の撤回の日が１月１日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分以降の固定資産税額及び都市計画税額の引き上げは行われなくなることに留意されたい。

ア　利用状況調査等により、遊休農地が解消されたことが確認された場合

イ　農地中間管理機構との借入協議の結果、当該農地を農地中間管理機構が借り受けた場合

ウ　法第 39 条による裁定により農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した場合

エ　アからウまでに該当する場合のほか、勧告を撤回すべき相当の事情がある場合

(4) 現地確認等への協力

農業委員会は、勧告又は勧告の撤回に係る農地について、市町村税務部局から現地確認への同行の要請及び地目認定に関する意見照会があった場合には、適切に対応すること。

7　法第 37 条から第 41 条関係

法第 37 条から第 41 条までの規定に基づく措置は、農地中間管理機構が、裁定の申請に係る農地について、農地中間管理事業を実施することにより当該農地の農業上の利用の増進を図るものである。このため、法第 37 条又は法第 41 条に基づく裁定の申請に係る農地については農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合する必要がある。

8　法第 42 条関係

法第 42 条により市町村長が行う措置命令において、支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合における、「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法」については、３の(3)の規定を準用する。

9　農地中間管理機構との連携による遊休農地の解消について

遊休農地は、法の目的や責務規定を踏まえ、上記１から８までによる遊休農地の措置により、農地として活用できるものについては農業上の利用を行う必要がある。

機構法第８条第３項第３号ニにおいて、農地中間管理機構は、所有者等が農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずることにより当該農地の貸付けが行われると見込まれる場合に、所有者等に対し当該措置を講ずることを促すことが法定されており、農地中間管理機構の事業規程においても必須項目として当該取組の実施を規定することとされている。

この観点から、農業委員会及び農地中間管理機構は、遊休農地の借受け等について相談が寄せられた場合には、相互に密に連絡し、当該農地について担い手等への貸出しが見込まれるかを広く検討するとともに、当該農地について将来的に担い手等への貸出しが見込まれる場合には、当該農地の所有者等に草刈り等の実施の働きかけや、遊休農地の解消に資する補助事業を紹介するなど、遊休農地の解消に向けた取組を推進していく必要がある。

10　遊休農地の発生の未然防止の取組について

農地は一度遊休化すると、その復旧には多大な労力と費用を要することに加え、病害虫や鳥獣被害の発生等、周辺地域の営農条件に支障を及ぼすおそれがあることから、農業委員会においては、遊休農地の解消に向けた取組のみならず、その発生を未然に防止する取組を講ずることが重要である。

このため、農業委員会は、以下の取組を行うものとする。

(1)　遊休農地の発生を未然に防止するためには、できるだけ早い段階で所有者等の離農や規模縮小の兆候を把握することが必要である。このため、離農や規模縮小をする場合には速やかに農業委員会へ申し出るよう、利用状況調査や利用意向調査の機会に加え、日常の戸別訪問や相談活動、地域の話合い、広報誌・ホームページへの掲載、チラシの配布等、あらゆる機会を捉えて、所有者等に対し、周知を行うこと。

(2)　法第３条の３の届出や相続登記・住所変更登記がされていない農地は、所有者の探索に多大な時間と費用が必要であることから、農地の売買や貸借が円滑に進まず、遊休化するおそれがある。このため、法第３条の３の届出や相続登記・住所変更登記の

義務化について、(1)と同様の手法により、周知を行うこと。

第４　遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて

(1) 法第 32 条第６項においては、法第４条第１項又は第５条第１項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、法第 32 条第１項又は第 33 条第１項の規定による利用意向調査の対象とはならないこととされている。

このため、農業委員会は、則第 77 条第１号に掲げる農地、第３の６の(2)のアの(ｱ)の農地又は第３の６の(2)のアの(ｳ)に該当する農地については、速やかに(3)に掲げる手続に従い、農地に該当するか否かの判断を行うこと。

なお、則第 77 条第３号に掲げる農地について、農業委員会は、その所有者等からその農地の農業上の利用の意向についての意思の内容が則第 74 条第１項第１号に該当しなくなった旨の申出があったときその他所有者等の意思に疑義が生じたときは、改めて利用意向調査を行うものとする。

(2) 農業委員会は、(1)のほか、農地の所有者から当該農地が農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、(3)に掲げる手続に従い、農地に該当するか否かの判断を行うこと。

(3) 農業委員会は、農地に該当するか否かの判断を行う場合は、次に掲げる手続により行うこと。

ア　法第 30 条の利用状況調査等を踏まえ、(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて判断を行うこと。

イ　対象地が法第４条第１項若しくは第５条第１項の規定に違反すると認められる場合又は法第４条第１項若しくは第５条第１項の許可に付された条件に違反すると認められる場合は、農地に該当するか否かの判断を行わないものとすること。

ウ　アにより、対象地が農地に該当しない旨の判断をした場合は、当該対象地について、直ちに農地台帳の整理等を行うこと。また、当該対象地の所有者等及び都道府県、市町村、法務局等の関係機関に対してその旨を通知する（所在が分からない所有者等に対してはこの限りではない。）こと。

(4) 農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとする。

ア　その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ　ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

(5) 農業委員会は、(1)又は(2)において、対象地が法第４条第１項若しくは第５条第１項の規定に違反すると認められる場合又は法第４条第１項若しくは第５条第１項の許可に付された条件に違反すると認められる場合には、「農地法関係事務処理要領」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農

村振興局長連名通知）により、違反転用是正に係る事務処理に従い、都道府県知事等にその旨を報告するとともに、違反転用是正のための指導を行うこと。

第５　情報の提供等

法第 52 条により農業委員会が行う農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供については、次の事項に留意されたい。

(1) 賃借料情報の提供

農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。

ア　賃借料情報を提供する区分の決定

賃借料情報の提供に当たっては、まず、農業生産及び農地貸借の状況を考えて、どのような作物（例えば、水稲、露地野菜、りんご）について情報を提供するのかを決定する。さらに、中山間地、平坦地等の地理的条件、ほ場整備事業済みの地区かどうか等の基盤整備状況、他の地区に比べて単位当たりの収量が高いかどうか等の収量水準等を踏まえてどのような区分で提供するのかを決定する。その際、区分の決定等について、形式的にならずに地域の実情に応じて柔軟に取り組むこと。

イ　賃借料データの収集

賃借料に係るデータの収集は、法第３条の許可申請書、農用地利用集積等促進計画の公告の写し等の資料から整理する。

ウ　賃借料データの区分

イで収集した賃借料に係るデータを、アで決定した作物及び地理的な区分に従い分類する。

エ　賃借料水準の計算

賃借料に係るデータの中には、親類間の取引又は特殊な作物（例えば、高麗人参）を前提とした取引に係るもの等、明らかに特別の事情の下で行われ、地域の平均に比べて著しく低額あるいは高額なものがあることから、賃借料情報の信頼性を高めるために、当該特殊な取引に係るデータは取り除いた上で、賃借料水準（平均額、最高額及び最低額）を求める。

オ　賃借料情報の提供

エで求めた賃借料水準を賃借料情報として農業委員会のホームページ、農業委員会だより等の広報媒体を活用して広く提供する。

その際、算出した賃借料水準をウの区分ごとに地図上に示す等により利用者に分かりやすい情報提供に努める。

また、集計に用いたデータ数は参考として記載し、賃借料を物納支給と定めている場合には価格換算している旨も記載する。

(2) 農地の権利移動等の状況把握

法及び機構法による農地の権利移動及び転用の状況等について、その面積、動向等の基礎的な情報を把握することは重要であることから、この基礎的な情報として次の事項について把握すること。

ア　耕作目的の権利の設定、移転

法第３条又は第３条の３の規定による許可又は届出及び農用地利用集積等促進計画の公告に係る農地等の権利移動の状況

イ　貸借の終了

法第 18 条の規定による許可に係る賃貸借の終了、同条の規定により許可を要しない場合の農業委員会への通知に係る賃貸借の終了、農用地利用集積等促進計画の公告による賃借権又は使用貸借による権利の終了の状況

ウ　農地等の転用

法第４条第１項又は第５条第１項の許可、法第４条第１項第７号又は第５条第１項第６号の規定による届出及び法第４条第８項又は第５条第４項の規定による協議に係る農地等の転用並びに法第４条第１項又は第５条第１項の許可を要しない農地等の転用（例えば、農用地利用集積等促進計画の公告に係るもの）の状況

第６　農地台帳等の作成及び公表

１　第 52 条の２関係

(1) 第 52 条の２の規定に基づき農業委員会が作成する農地台帳の作成については、次の事項に留意されたい。

ア　地目及び面積は、登記簿に記載されている内容を記録するとともに、これと異なる現況にあることを把握している場合には、当該現況も併せて記録することが適当であること。

イ　借賃等は当該農地の１年間の借賃の額を記録するとともに、これを 10 アール当たりに換算した額も併せて記録することが適当であること。

ウ　当該農地が共有状態にある場合には、共有持分を有する者全ての者に関する情報を記録するとともに、各自の持分割合が判明している場合には、さらにその持分割合を記録することが適当であること。

(2) 農地台帳に記録された事項の提供

則第 103 条の２の規定に基づく市町村長への農地台帳に記録された事項の提供に当たっては、次の事項に留意するほか、メール等により電子媒体を送付すること。

ア　農業委員会は、勧告を行った農地及び勧告の撤回を行った農地について、当該勧告又は勧告の撤回後、速やかに、市町村税務部局に対して当該農地の所有者名（所有者と勧告を受けた者が異なる場合には勧告を受けた者の氏名を含む。）、所在、地番、面積、勧告又は勧告の撤回を行った期日及び理由その他必要な事項を提供すること。

イ　農業委員会は、次に掲げる場合には、当該者の氏名、当該農地中間管理権が設定された農地の所在、地番及び面積、当該農地中間管理権が設定された日、当該農地中間管理権の存続期間その他必要な事項を整理すること。また、農業委員会は、市町村税務部局から当該事項の提供を依頼された場合は、速やかに当該事項を提供すること。

(ｱ) 令和８年３月 31 日までに、所有する農地（10a 未満の自作地を除く。）の全部について新たに農地中間管理権を設定した者がいる場合（当該農地中間管理権の全ての存続期間が 10 年未満である場合を除く。）

(ｲ) 令和８年４月１日以降に、地域計画の区域ごとに、所有する農地（当該地域計画において農業上の利用が行われる農地として位置付けられている農地に限る。）（10a 未満の自作地を除く。）の全部について新たに農地中間管理権を設定した者がいる場合（当該農地中間管理権の全ての存続期間が 10 年未満である場合を除く。）

ウ　農業委員会は、イに該当する者が所有する農地について、農地中間管理機構から当該者に対して賃借権又は使用貸借による権利の設定が行われた場合には、当該者の氏名、当該権利が設定された農地の所在、地番及び面積、当該権利が設定された日その他必要な事項を整理すること。また、農業委員会は、市町村税務部局から当該事項の提供を依頼された場合は、速やかに当該事項を提供すること。

エ　農業委員会は、既に市町村税務部局に提供したア～ウの事項に変更があった場合には、速やかに、市町村税務部局に対して、当該変更後の事項を提供すること。

オ　農業委員会は、毎年１月１日時点のア～エに掲げる事項をとりまとめた一覧表を作成し、当該年の１月末までに市町村税務部局に対し、提供すること。

２　第 52 条の３の規定に基づき農業委員会が行う公表については、以下の事項に留意されたい。

(1) 本規定に基づく公表は、公表することが適当でないものとして則第 104 条第１項で定めるものを除き、各市町村で定めている個人情報保護条例等の規定に係わらず、必ず行わなければならないものであること。

(2) 則第 104 条第２項第２号に掲げる方法による公表は、原則 eMAFF 農地ナビによって行うこと。また、本規定に基づき、利用意向調査により確認した所有者等の意思の内容が則第 74 条第１項第１号に該当する旨を eMAFF 農地ナビにおいて公表した場合は、同条第３項の規定による公表を別途行う必要はないこと。

(3) 公表を行うに当たっては、各市町村の判断で、地方自治法に基づく条例を制定し、手数料を求めることを妨げるものではないこと。

附　則

平成 22 年５月 31 日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２の１の(1)のイの(ｱ)のａ	10 ヘクタール	20 ヘクタール
第２の１の(1)のイの(ｲ)のｃ	もの（次に掲げるものにあっては、第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。）	もの
第２の１の(1)のイの(ｲ)のｃ	則第 33 条）。 「第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはそ	則第 33 条）。

	の目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第２種農地や第３種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。	
第２の１の(1)のイの(ｲ)のｅの(e)	面積の２分の１	面積
第２の１の(1)のイの(ｲ)のｆ	３分の１	２分の１
第２の１の(1)のウの(ｱ)のａ	10 ヘクタール	20 ヘクタール
第２の１の(1)のウの(ｲ)のｃ	同(a)から(d)までに掲げる施設にあっては、第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限り、同(d)	イの(ｲ)のｃの(d)
第２の１の(1)のウの(ｲ)のｃ	則第 33 条)。 「第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第２種農地や第３種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。	則第 33 条)。
第２の１の(1)のエの(ｱ)のａの(a)	ガス管のうち２種類以上	ガス管
第２の１の(1)のオの(ｱ)のｂ	10 ヘクタール	20 ヘクタール
第２の１の(1)のオの(ｲ)のｂ	この場合、イの(ｲ)のｃの(a)から(d)までに掲げる施設にあっては、第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達	なお

	成することができると認められるものであっても、許可することができる（則第 33 条括弧書）。 　なお	

附　則（平成 26 年３月 31 日付け 25 経営第 3962 号）

１　この通知は、平成 26 年４月１日から施行する。

２　この通知の施行に伴い、「耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」（平成 20 年４月 15 日付け 19 経営第 7907 号農林水産省経営局長通知）は廃止する。

附　則（平成 26 年５月 30 日付け 26 農振第 701 号）

この通知は、平成 26 年５月 30 日から施行する。

附　則（平成 28 年３月 30 日付け 27 経営第 3412 号・27 農振第 2452 号）

この通知は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年５月 25 日付け 28 経営第 509 号）

１　この通知は、平成 28 年５月 25 日から施行する。

２　この通知の施行前に勧告が行われた農地であり、かつ、その撤回が行われていない農地が存在する場合は、農業委員会は、この通知の施行日後、速やかに市町村税務部局に対して当該農地の所有者名（所有者と勧告を受けた者が異なる場合には勧告を受けた者の氏名を含む。）、所在、地番、面積、勧告を行った期日及び理由、その他必要な事項を提供するものとする。

附　則（平成 29 年６月１日付け 29 経営第 686 号）

この通知は、平成 29 年６月１日から施行する。

附　則（平成 30 年３月１日付け 29 農振第 1771 号）

この通知は、平成 30 年３月１日から施行する。

附　則（平成 30 年４月１日付け 29 経営第 3621 号）

１　この通知は、平成 30 年４月１日から施行する。

２　この通知の施行前にその所有する全農地（10a 未満の自作地を除く。）について新たに農地中間管理権を設定した者に係る農業委員会から市町村長に対する農地台帳に記録された事項の提供に関する留意事項は、なお、従前の例によるものとし、農業委員会は、市町村税務部局に対して提供した事項に変更があった場合には、速やかに、当該変更後の事項を提供するものとする。

附　則（平成 30 年 11 月 20 日 30 経営第 1793 号・30 農振第 2309 号）

この通知は、平成 30 年 11 月 20 日から施行する。

附　則（令和３年６月 14 日３経営第 822 号・３農振第 712 号）
この通知は、令和３年６月 14 日から施行する。

附　則（令和４年３月 31 日３農振第 2887 号）
この通知は、令和４年３月 31 日から施行する。

附　則（令和４年９月 30 日４農振第 1731 号・国都計第 102 号）
この通知は、令和４年 10 月１日から施行する。

附　則（令和５年３月 31 日４経営第 3237 号・４農振第 3646 号）
この通知は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月 28 日５経営第 3123 号・５農振第 3229 号）
この通知は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月 31 日６経営第 3198 号・６農振第 2988 号）
この通知は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月 31 日７経営第 3100 号・７農振第 3272 号）
この通知は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年６月５日８経営第 624 号）
この通知は、令和８年６月５日から施行する。

附　則（令和８年 11 月９日８経営第 1763 号）
この通知は、農地法施行規則の一部を改正する省令（令和８年農林水産省令第 74 号）の施行の日（令和８年 11 月９日）から施行する。